

条例	規則
第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この条例は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれのある土砂等の不適正な処理の防止について必要な事項を定めることにより、市民の生活環境及び自然環境の保全を図ることを目的とする。 （定義） 第 2 条 この条例において「土砂埋立て等」とは、土砂等（土砂及びこれに混入した物をいう。以下同じ。）による埋立て、盛土その他の土地への堆積を行う行為（製品の製造若しくは加工のための原材料又は試験若しくは検査等のための試料の堆積を行う行為を除く。）をいう。 2 この条例において「特定事業」とは、土砂埋立て等の用に供する区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域内の土壌から採取された土砂等を当該事業のために使用するものであるときは、当該事業を行う区域。以下同じ。）以外の場所から採取された土砂等による土砂埋立て等を行う事業であって、土砂埋立て等の用に供する区域の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、土砂埋立て等の用に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が 1 メートルを超えるものをいう。ただし、土砂埋立て等を現に行っているとき又は行った後 1 年以内に、当該土砂埋立て等の用に供した区域に隣接又は近接する土地において、次に掲げる土砂埋立て等を行い、又は行ったときは、これらの土砂埋立て等を一の事業とみなしてこの項本文の規定を適用するものとする。 （1）当該土砂埋立て等を行い、又は行った者と同一の者が、土砂埋立て等を行い、又は行ったとき。 （2）当該土砂埋立て等の用に供した区域の土地所有者と当該隣接又は近接する土地所有者が同一である場合であって、当該土砂埋立て等を行い、又は行った者とは別の者が、土砂埋立て等を行い、又は行ったとき。 3 この条例において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。 4 この条例において「土砂等の不適正な処理」とは、第 7 条の土壤安全基準に適合しない土砂埋立て等その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第 191号）第 2 条第 5 号の災害の発生のおそれを除く。）のある土砂埋立て等をいう。 （市の責務） 第 3 条 市は、この条例その他関係法令に基づく権限を的確に行使するとともに、土砂等の不適正な処理を防止するため、市民及び関係機関と連携した監視体制の強化その他の施策を講ずるものとする。 （土砂埋立て等の事業を行う者の責務） 第 4 条 土砂埋立て等の事業を行う者が土砂埋立て等を行うときは、土砂埋立て等の用に供する区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。 2 土砂埋立て等の事業を行う者が土砂埋立て等を行うときは、土砂等の適正な処理を行うとともに、市が実施する土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。 （土地所有者の責務） 第 5 条 土地所有者は、土砂埋立て等の事業を行う者に土地を使用させるときは、当該土地において土砂等の不適正な処理が行われないよう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理を行うおそれがある者に対して、当該土地を使用させることのないようにしなければならない。 2 土地所有者は、その所有する土地において、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、自ら周辺地域の生活環境及び自然環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。 3 土地所有者は、市が実施する土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力しなければならない。	第 1 章 総則 （趣旨） 第 1 条 この規則は、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和 2 年 6 月条例第 10 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（市民の責務） 第6条 市民は、自ら地域の生活環境及び自然環境を保全するため、地域において土砂等の不適正な処理が行われな いよう配慮するとともに、土砂等の不適正な処理が行われていることを知ったときは、速やかにその旨を市又は関 係機関に通報するよう努めなければならない。 2 市民は、市が実施する土砂等の不適正な処理の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。 第2章 適正処理の原則 （土壌安全基準に適合しない土砂埋立て等の禁止） 第7条 土砂埋立て等の事業を行う者は、人の健康を保護し、並びに生活環境及び自然環境を保全する上で維持する ことが必要なものとして規則で定める土壌の安全に関する基準（以下「土壌安全基準」という。）に適合しない土砂 等を使用して、土砂埋立て等（生活環境の保全上必要な措置が図られているものとして規則で定める土砂埋立て等 を除く。以下この条において同じ。）を行ってはならない。 2 市長は、土砂埋立て等に土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあると認めるときは、土砂 埋立て等の事業を行う者に対し、直ちに、当該土砂埋立て等を停止し、当該土砂埋立て等が行われた場所の土壌の 汚染調査及び当該場所以外の地域への排水の水質調査を行うべきことを命ずることができる。 3 前項の規定により調査を行った土砂埋立て等の事業を行う者は、当該調査の結果を市長に報告しなければならな い。 4 市長は、土砂埋立て等に土壌安全基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したときは、土砂埋立て 等の事業を行う者に対し、現状を保全し、又は相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上必要な措置を講 ずべきことを命ずることができる。 第3章 特定事業の許可等 （特定事業の許可） 第8条 特定事業を行おうとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該特定事業が 次に掲げる事業である場合にあっては、この限りでない。 （1）国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う規則で定める事業	第2章 土砂等の不適正な処理の防止 （土壌安全基準） 第2条 条例第7条第1項に規定する規則で定める土壌の安全に関する基準（以下「土壌安全基準」という。）は、別 表第1の左欄に掲げる土砂等に含まれる物質の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。 （生活環境の保全上必要な措置が図られている土砂埋立て等） 第3条 条例第7条第1項に規定する規則で定める土砂埋立て等は、次に掲げる土砂埋立て等とする。 （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この条及び次条において「法」という。） 第8条第1項に規定する許可を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下 この条及び次条において「政令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場において行う土砂埋 立て等 （2）法第15条第1項に規定する許可を受けた政令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場におい て行う土砂埋立て等 （3）土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第7条第1項、第4項又は第5項の規定により実施する汚染の除去 等の措置として行う土砂埋立て等 （4）土壌汚染対策法第12条第1項の規定による届出に基づき行う土地の形質の変更として行う土砂埋立て等 （許可を要しない特定事業） 第4条 条例第8条第1号に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げる公共的団体とする。 （1）地方住宅供給公社 （2）独立行政法人空港周辺整備機構 （3）地方道路公社 （4）日本下水道事業団 （5）土地開発公社 （6）国立研究開発法人森林研究・整備機構 （7）独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 （8）独立行政法人中小企業基盤整備機構
---	--

	(9) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (10) 独立行政法人労働者健康安全機構 (11) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 (12) 独立行政法人水資源機構 (13) 独立行政法人都市再生機構 2 条例第8条第1号に規定する規則で定める事業は、次に掲げる事業とする。 (1) 国又は地方公共団体が行う事業 (2) 地方住宅供給公社が、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第21条第3項に規定する業務として行う事業 (3) 独立行政法人空港周辺整備機構が、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）第28条各項に規定する業務として行う事業 (4) 地方道路公社が、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第21条第1項から第3項までに規定する業務として行う事業 (5) 日本下水道事業団が、日本下水道事業団法（昭和47年法律第41号）第26条第1項に規定する業務として行う事業 (6) 土地開発公社が、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第17条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業 (7) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が、国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成11年法律第198号）附則第6条第1項又は第8条第1項に規定する業務として行う事業 (8) 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構が、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構法（平成14年法律第94号）第11条第1項に規定する業務として行う事業 (9) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）第15条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第2項に規定する業務として行う事業 (10) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第11条第1項に規定する職業能力開発業務として行う事業 (11) 独立行政法人労働者健康安全機構が、独立行政法人労働者健康安全機構法（平成14年法律第171号）第12条第1項に規定する業務として行う事業 (12) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第13条第1項又は第3項に規定する業務として行う事業 (13) 独立行政法人水資源機構が、独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第12条第1項又は第2項に規定する業務として行う事業 (14) 独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第1項から第3項まで又は附則第12条第1項に規定する業務として行う事業 3 条例第8条第3号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。 (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の事業（同法第95条第1項の規定により行う土地改良事業を除く。） (2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業として行う土砂埋立て等の事業 (3) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業として行う土砂埋立て等の事業
(2) 災害復旧のために必要な応急措置として行う事業 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事業	

	(4) 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項第 8 号に規定する野積場（同項に規定する港湾施設又は同条第 6 項の規定により当該港湾施設とみなされるものに限る。）において行う土砂埋立て等の事業 (5) 法第 15 条第 1 項に規定する許可を受けた政令第 7 条第 14 号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等の事業 (6) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 20 条第 1 項に規定する民間都市再生事業計画の認定を受けて行う土砂埋立て等の事業
(事前協議) 第 9 条 前条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、特定事業の計画に関する書類を提出し、当該特定事業の計画について市長と協議しなければならない。	(事前協議) 第 5 条 条例第 9 条第 1 項に規定する事前協議は、事前協議書（様式第 1 号）により行うものとする。 2 前項に規定する事前協議書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第 8 条の許可を受けようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに連絡先並びに現場責任者の氏名、住所及び連絡先 (2) 特定事業の事業区域の位置、土地の地目及び面積 (3) 特定事業の目的 (4) 特定事業の期間 (5) 予定搬入土量及び土砂採取予定場所 (6) 特定事業完了後の土地利用計画 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 3 第 1 項の事前協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 (1) 条例第 8 条の許可を受けようとする者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書） (2) 事業区域の周辺位置図 (3) 事業区域の現況を示す写真 (4) 事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し (5) 事業区域の土地所有者の一覧 (6) 次に掲げる事項を示す事業区域及びその周辺の平面図 ア 方位 イ 事業区域の境界 ウ 事業区域の出入り口 エ 土砂埋立て等の用に供する区域 オ 事務所その他の工作物を設置する位置 (7) 特定事業に使用する土砂等の量（一時堆積事業にあつては、最大堆積時における土砂等の量）の計算書 (8) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置の内容を示す書類 (9) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置の内容を示す書類 (10) 排水工その他の排水施設の配置の状況を示す平面図及び汚染状態を測定するために排水を採取する場所を示す平面図 (11) 特定事業の施工期間中における事業区域内から発生する粉じん、騒音及び振動を防止するために講ずる措置の内容を示す書類 (12) 特定事業が完了した場合の事業区域の構造（一時堆積事業にあつては、最大堆積時における土砂等の堆積の状況を示す断面図）及び特定事業を行う前の事業区域の構造を示す平面図及び断面図 (13) 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において、自然環境との調和を図るために講ずる措置を示す書類又は図面 (14) 条例第 10 条第 1 項に規定する説明会の開催計画書（様式第 2 号）

2 市長は、前項に規定する協議において、前条の許可を受けようとする者に対し、生活環境及び自然環境の保全上必要な助言及び指導を行うことができる。 （説明会等の開催） 第10条 第8条の許可を受けようとする者は、第12条の許可の申請を行うまでに、特定事業の計画内容その他規則で定める事項を周知させるため、規則で定める周辺地域の住民等に対し、説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催により難しい場合であって、市長が認めるときは、訪問等別の方法により説明することができる。 2 第8条の許可を受けようとする者は、前項に規定する説明会又は別の方法による説明（以下「説明会等」という。）が終了したときは、規則で定めるところにより、当該説明会等に関する報告書を市長に提出しなければならない。 （土地所有者の同意） 第11条 第8条の許可を受けようとする者は、あらかじめ、規則で定める書面により、特定事業を行うことについて、当該特定事業の事業区域内の土地所有者の同意を得なければならない。ただし、第8条の許可を受けようとする者と土地所有者が同一である場合にあっては、この限りでない。 2 前項の規定による同意をした土地所有者は、前項の特定事業の事業区域内の土地所有者の変更があったときは、第8条の許可を受けようとする者又は第8条の許可を受けた者に対し当該変更後の土地所有者の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。 3 第8条の許可を受けようとする者又は第8条の許可を受けた者は、規則で定める書面により、特定事業を行うことについて、前項の変更後の土地所有者の同意を取得し、当該書面を市長に届け出なければならない。 （許可の申請） 第12条 第8条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、特定事業の事業区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類並びに図面を添付して、市長に提出しなければならない。 （1）氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） （2）現場責任者（特定事業を行う現場での責任者をいう。以下同じ。）の氏名及び住所 （3）特定事業の事業区域の位置及び面積 （4）事務所その他特定事業の用に供する施設の設置計画及び位置 （5）特定事業に使用される土砂等の量 （6）特定事業の期間 （7）特定事業に使用される土砂等の主な採取場所並びに搬入及び搬出の計画 （8）廃棄物の土砂等への混入を防止するために講ずる措置 （9）土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために講ずる措置 （10） 特定事業が行われている間において、当該事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために講ずる措置	（15） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面 （説明会等） 第6条 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 （1）条例第12条各号に掲げる事項 （2）事業区域の周辺位置図 2 条例第10条第1項に規定する規則で定める周辺地域の住民等は、次に掲げるものとする。 （1） 特定事業の事業区域（以下「特定事業区域」という。）の境界から水平距離が15メートルの範囲内の住民及び自治会（当該特定事業区域の面積が3,000平方メートル未満の場合に限る。） （2） 特定事業区域の境界から水平距離が50メートルの範囲内の住民及び自治会（当該特定事業区域の面積が3,000平方メートル以上の場合に限る。） （3） 特定事業区域からの排水が流入する河川その他の公共用水域（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項に規定する公共用水域をいう。）の下流において、現に農業用水として取水している者及び土地改良区その他これに類する団体 3 条例第8条の許可を受けようとする者は、条例第10条第1項に規定する説明会を開催するに当たっては、あらかじめ事業区域において、資料の提示その他適切な方法により事業計画の周知に努めるものとする。 4 条例第10条第2項に規定する説明会等に関する報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。 （土地所有者の同意） 第7条 条例第11条第1項及び第3項に規定する規則で定める書面（以下「同意書」という。）の様式は、様式第4号のとおりとする。 （許可の申請） 第8条 条例第12条に規定する規則で定める申請書の様式は、様式第5号のとおりとする。 2 条例第12条に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 （1）第5条第3項第1号から第13号までに掲げる書類 （2）第6条第4項に規定する報告書 （3）前条に規定する同意書 （4）土地所有者の印鑑登録証明書（法人にあっては、印鑑証明書） （5） 条例第8条の許可を受けようとする者及び現場責任者が条例第15条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面（様式第6号） （6） 申請書を提出する年度の直前3年の貸借対照表、損益計算書及び法人税に係る納税証明書であって納付すべき税額、納付した税額及び未納税額等を証明するもの（いずれも条例第8条の許可を受けようとする者が法人の場合に限る。） （7） 資産に関する調書（様式第7号）及び申請書を提出する年度の直前3年の所得税に係る納税証明書（いずれも条例第8条の許可を受けようとする者が個人の場合に限る。）
---	---

(11) 特定事業が行われている間において、当該事業区域内から発生する粉じん、騒音及び振動を防止するために講ずる措置 (12) 特定事業が完了した場合の当該事業区域の構造（他の場所への搬出を目的として土砂埋立て等を行う特定事業（以下「一時堆積事業」という。）にあつては、一時堆積事業が行われている間の事業区域の構造） (13) 特定事業の施工中及び施工後の当該事業区域とその周辺の地域の景観において、自然環境との調和を図るために講ずる措置 （申請の制限） 第13条 市長は、第8条の許可を受けようとする者が第9条第1項の書類を提出した日の翌日から起算して1年を経過する日までに、当該事業に係る前条の規定による許可の申請を行わなかったときは、第9条第1項の規定による協議を行わなかったものとみなす。 2 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業に係る事業期間が5年を超える場合（一時堆積事業にあつては、当該事業期間が1年を超える場合）は当該許可に係る申請をすることができないものとする。 （環境影響調査の実施） 第14条 第8条の許可を受けようとする者は、事業区域の一部又は全部が市街化調整区域である場合であつて、規則で定める規模以上の特定事業を行うときは、当該特定事業が周辺地域の生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、規則で定めるところにより調査及び予測を行い、その結果を記載した書類を第12条の申請書に添付しなければならない。 2 前項の規定は、事業区域の拡大により新たに前項の規則で定める規模以上の特定事業に該当することとなった場合について準用する。 （許可の基準） 第15条 市長は、第12条の規定による許可の申請内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第8条の許可をしてはならない。 (1) 第8条の許可を受けようとする者及び第12条第2号の現場責任者が次のいずれにも該当しないこと。 ア 第30条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る神戸市行政手続条例（平成8年3月条例第48号）第14条第1項の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる条件を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。） イ 第44条から第46条までの規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	(8) 特定事業の施工に要する経費に係る資金調達計画書（様式第8号） (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面 （環境影響調査） 第9条 条例第14条第1項及び第2項に規定する規則で定める規模は、面積10,000平方メートルとする。 2 条例第14条第1項に規定する調査及び予測は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。 (1) 事業区域及びその周辺地域における大気質、騒音、振動及び水質 廃棄物処理施設生活環境影響調査指針について（平成18年9月4日付環廃対060904002号・環廃産060904004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）別添廃棄物処理施設生活環境影響調査指針第3章に規定する方法に準じた方法 (2) 事業区域及びその周辺地域における自然環境 神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第8条第1項の規定に基づく環境影響評価等技術指針に定める植物、動物及び生態系に係る調査及び予測の手法に準じた方法 3 条例第14条第1項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 前項に掲げる項目の現況及びその把握方法 (2) 特定事業が前項に掲げる項目に及ぼす影響の程度を分析した結果 (3) 生活環境及び自然環境を保全するために講じる措置の内容（前号に規定する分析の結果、生活環境及び自然環境を保全するための措置を講じる必要がある場合に限る。）
---	--

ウ 暴力団員又は暴力団密接関係者（暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する者をいう。） エ 特定事業の施工に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの カ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの キ ウに該当する者がその事業活動を支配する者 (2) 第8条の許可を受けようとする者が、申請に係る特定事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (3) 第11条第1項の同意（第11条第2項の土地所有者の変更があった場合は、同条第3項の同意を含む。）を得ていること。 (4) 特定事業の施工を管理するための事務所を設置し、当該事務所に現場責任者を常駐させること。ただし、一時堆積事業にあっては、この限りでない。 (5) 廃棄物の土砂等への混入を防止するために、必要な措置が図られていること。 (6) 土壌安全基準に適合しない土砂等の使用を防止するために、必要な措置が図られていること。 (7) 特定事業が施工されている間において、事業区域以外の地域への排水の汚染状態を測定するために、必要な措置が図られていること。 (8) 特定事業が施工されている間において、事業区域及びその周辺における粉じん、騒音及び振動を防止するために、必要な措置が図られていること。 (9) 特定事業の施工中及び施工後の土地利用について、事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために、必要な措置が図られていること。 (10) 第32条第1項の規定により保証金を預入しなければならない場合にあっては、同条第3項の規定による手続を終えていること。 2 第12条の規定による許可の申請が、規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為である場合であって、当該行為について、当該法令等により事業区域とその周辺地域の景観の調和を図るために必要な措置が図られている場合は、第1項第9号の規定は、適用しない。 3 第12条の規定による許可の申請が、一時堆積事業に係るものである場合にあっては、第1項第9号の規定は、適用しない。 （変更の許可等） 第16条 第8条の許可を受けた者は、第12条各号に掲げる事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める申請書に、規則で定める書類及び図面を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地） (2) 変更の内容及びその理由 (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項 3 第8条の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。 4 第10条、第11条、第14条第1項及び前条の規定は、第1項の許可について準用する。	（特定事業に係る区域の基準） 第10条 条例第15条第2項に規定する規則で定める法令等に基づく許認可等を要する行為は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可を要する行為とする。 （変更の許可等） 第11条 条例第16条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、条例第12条第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項の変更とする。 2 条例第16条第2項に規定する規則で定める申請書の様式は、様式第9号のとおりとする。 3 条例第16条第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、第8条第2項各号に掲げる書類及び図面のうち、当該変更に係る書類及び図面とする。 4 条例第16条第2項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 条例第8条の許可を受けた年月日及び許可番号 (2) 事業区域の位置 (3) 変更予定年月日 5 条例第16条第3項の規定による届出は、特定事業軽微変更届（様式第10号）により行うものとする。 6 前項の届出には、変更内容を説明する書類を添付するものとする。
--	---

(許可の条件) 第17条 第8条の許可（前条第1項の許可を含む。以下この章において同じ。）には、条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課すものであってはならない。 (土砂等の搬入の届出) 第18条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、当該土砂等の採取場所ごとに、規則で定める届出書に当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面として規則で定めるものを添付して市長に提出しなければならない。 2 前項の届出書には、前項に規定する書面のほか、搬入する土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面として規則で定めるものを添付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該土砂等が土壌安全基準に適合していることを証する書面の添付を省略することができる。 (1) 第8条第1号に規定する事業により発生した土砂等であるとき。 (2) 当該土砂等が採石法（昭和25年法律第291号）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）に基づく認可を受けた岩石又は砂利の採取場から採取された岩石又は砂利であることを証する書面として規則で定めるものを前項の書面に添付するとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、当該土砂等に汚染のおそれがないと市長が認めるとき。 (搬入搬出管理簿) 第19条 第8条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る事業区域ごとに搬入搬出管理簿を作成し、事業区域に係る土砂等の搬入及び搬出の状況等を記録し、事業完了の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。 (標識の掲示等) 第20条 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域の見やすい場所に、当該特定事業が施工されている間、氏名又は名称、事業区域の位置及び面積その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。 2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業の事業区域と当該事業区域以外の地域との境界に、その境界を明らかにする表示を行わなければならない。 (搬入土砂の検査及び報告) 第21条 第8条の許可を受けた者は、当該許可を受けた特定事業の事業区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定める方法により、土砂等への廃棄物の混入又は付着の有無について検査を行わなければならない。 2 第8条の許可を受けた者は、前項の規定により検査を行った結果、土砂等への廃棄物の混入又は土壌を汚染するおそれがある物の混入若しくは付着が認められるときは、当該土砂等を土砂埋立て等に供してはならない。 3 第8条の許可を受けた者は、第1項の検査の結果を、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 (水質調査の実施及び報告) 第22条 第8条の許可を受けた者は、当該事業期間中、規則で定めるところにより、特定事業の事業区域外への排水の水質調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、当該特定事業が規則で定める事業である場合にあつては、この限りでない。	(土砂等の搬入の届出) 第12条 条例第18条第1項に規定する規則で定める届出書の様式は、様式第11号のとおりとする。 2 条例第18条第1項に規定する書面として規則で定めるものは、土砂等採取場所の土地所有者、土砂等の発生を伴う事業を行った者その他の権原に基づき当該土砂等の採取を行った者が発行する土砂等採取場所証明書（様式第12号）とする。 3 条例第18条第2項各号列記以外の部分に規定する書面として規則で定めるものは、土壌汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法（平成4年法律第51号）第107条に規定する登録を受けた者が発行した搬入しようとする土砂等に係る検査の結果を証する書面とする。 4 条例第18条第2項第2号に規定する書面として規則で定めるものは、採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による採取計画の認可又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による採取計画の認可を受けていることを証する書面とする。 (搬入搬出管理簿) 第13条 条例第19条に規定する搬入搬出管理簿の様式は、様式第13号のとおりとする。 (標識の掲示) 第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 許可年月日及び許可番号 (2) 特定事業の許可を受けた者の住所又は所在地及び連絡先 (3) 特定事業の目的 (4) 特定事業の施工期間 (5) 土砂埋立て等を使用される土砂等の主な採取場所及び搬入予定量（一時堆積事業にあつては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量） 2 前項に掲げる事項を記載した標識は、様式第14号のとおりとする。 (搬入土砂の検査及び報告) 第15条 条例第21条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。 (1) 搬入する全ての土砂等について、重機その他これに類するものにより攪拌し、廃棄物及び土壌を汚染するおそれがある物の混入又は付着の状況を確認すること。 (2) 前号による確認を行っている間は、搬入車両を待機させておくこと。 2 条例第21条第3項に規定する報告は、搬入土砂検査結果報告書（様式第15号）により行うものとする。 3 前項の報告は、事業開始後、連続する3月ごとに取りまとめ、当該取りまとめた月の翌月に市長に提出するものとする。 (水質調査の実施及び報告) 第16条 条例第22条第1項に規定する水質調査は、次の各号に掲げる項目の区分に応じ、当該各号に定める頻度で行うものとする。 (1) 別表第2の左欄に掲げる項目（次号に掲げる項目を除く。） 年1回以上（特定事業の期間が1年未満の場合は、
--	---

	その期間中に 1 回以上) (2) 別表第 2 の左欄に掲げる項目のうち、鉛及びその化合物、砒^ひ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物 月 1 回以上 2 前項第 2 号に規定する項目に係る調査の結果が別表第 2 の右欄に掲げる基準を超過した場合は、条例第 22 条第 2 項の規定により、直ちに市長に報告するとともに、直ちに同表の左欄に掲げる全ての項目について、調査を行うものとする。 3 前 2 項の調査は、別表第 2 の左欄に掲げる項目ごとに、排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号）に規定する方法に準じた方法により行うものとする。 4 第 1 項及び第 2 項の調査実施の結果は、当該調査実施後 1 月以内に、水質調査結果報告書（様式第 16 号）により市長に報告するものとする。 5 前項の報告には、土壌汚染対策法第 3 条第 1 項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法第 107 条の規定による登録を受けた者が発行した水質調査の結果を証する書面を添付するものとする。 6 条例第 22 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める事業は、市街化区域において、都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を要する行為とする。 7 条例第 22 条第 2 項に規定する規則で定める水質の基準は、別表第 2 の左欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の右欄に掲げるとおりとする。
2 第 8 条の許可を受けた者は、特定事業の事業区域外への排水が規則で定める水質の基準（以下「水質基準」という。）に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。 3 前項に規定する場合において、第 8 条の許可を受けた者は、水質基準に適合していない原因の調査その他当該特定事業により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。 （申請書等の公開） 第23条 第 8 条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、特定事業の実施状況に関する書類を、インターネットの利用その他規則で定める方法により公開しなければならない。ただし、当該書類の内容のうち、個人情報であって規則で定めるものについては、当該部分を公開してはならない。 （特定事業の廃止等） 第24条 第 8 条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止するときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、第11条第 1 項又は第 3 項（第16条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定事業に同意をした土地所有者に通知しなければならない。	（申請書等の公開） 第 17 条 条例第 23 条の規定により公開する書類は、次に掲げる書類とする。 （1）条例第 12 条の規定により提出した第 8 条第 1 項及び第 2 項第 1 号に規定する書類の写し （2）条例第 21 条第 3 項の規定により報告した第 15 条第 2 項に規定する様式第 15 号の写し （3）条例第 22 条第 1 項の規定により報告した前条第 4 項に規定する様式第 16 号の写し 2 前条各号の書類の公開は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める日から条例第 24 条第 1 項及び条例第 25 条の規定による届出を行った日まで行うものとする。 （1）前項第 1 号に規定する書類 条例第 8 条の規定による許可を受けた日の翌日 （2）前項第 2 号に規定する書類 条例第 21 条第 1 項に規定する検査を行った月の翌月の初日 （3）前項第 3 号に規定する書類 条例第 22 条第 1 項に規定する水質調査を行った月の翌月の初日 3 条例第 23 条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法によるものとする。 （1）磁気ディスクの配布 （2）特定事業の実施のために設置した事務所その他の場所における紙媒体での記録の閲覧 （3）前 2 号に掲げるもののほか、市長が認める方法 4 条例第 23 条ただし書に規定する個人情報であって規則で定めるものは、神戸市情報公開条例（平成 13 年 7 月条例第 29 号）第 10 条第 1 号又は第 2 号に該当する情報とする。 （特定事業の廃止の届出） 第 18 条 条例第 24 条第 1 項の規定による届出は、特定事業廃止届（様式第 17 号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。 （1）特定事業を廃止する時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図 （2）特定事業を廃止する時の事業区域の状況を示す写真 （3）特定事業を廃止する時に実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面

2 第8条の許可を受けた者は、当該許可に係る特定事業を廃止するときは、規則で定めるところにより、特定事業の事業区域外への排水の水質調査を行い、その結果を前項の規定による届出とあわせて、市長に報告しなければならない。 3 市長は、第1項の規定による届出及び前項の規定による水質調査の結果の報告があったときは、遅滞なく、当該届出に係る特定事業が第15条の規定（以下「第15条の許可の基準」という。）に適合しているかどうかの確認及び水質基準に適合しているかどうかの確認を行い、当該届出をした者にその結果を通知するものとする。 4 前項の規定により、第15条の許可の基準又は水質基準に適合していない旨の通知を受けた者は、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要な措置を講じなければならない。 （特定事業の完了等） 第25条 前条の規定は、第8条の許可を受けた者が、当該許可に係る特定事業を完了する場合について準用する。 （譲受け） 第26条 第8条の許可を受けた者から当該許可に係る特定事業の全部を譲り受けようとする者は、規則で定める書類により、市長の許可を受けなければならない。 2 第9条から第15条までの規定は、前項の許可について準用する。 3 第1項の許可を受けようとする者は、第32条各項の規定による手続を新たに行わなければならない。この場合において、市長は、第1項の許可をしたときは、市と譲受け前の第8条の許可を受けた者との間で第32条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。 4 第1項の許可を受けて特定事業の全部を譲り受けた者は、第1項に規定する第8条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 （相続等） 第27条 第8条の許可を受けた者について当該特定事業の全部を相続、合併又は分割（当該特定事業の許可に係る特定事業の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定事業の許可に係る特定事業の全部を承継した法人は、その第8条の許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継する。 2 前項の規定により第8条の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るとともに、速やかに第11条第1項の同意をした土地所有者に通知しなければならない。 （改善勧告） 第28条 市長は、適正な土砂埋立て等の実施を確保するため、第8条の許可を受けた者が、第15条の許可の基準又は第17条の許可の条件を遵守していないと認めるときは、相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 （措置命令）	2 条例第24条第2項に規定する水質調査の報告は、別表第2の左欄に掲げる全ての項目について、第16条第3項に定める方法により行い、その結果を様式第16号により報告するものとする。 3 前項の規定による報告には、土壤汚染対策法第3条第1項に規定する環境大臣が指定する者又は計量法第107条に規定する登録を受けた者が発行した水質調査の結果を証する書類を添付するものとする。 4 条例第24条第3項に規定する水質基準は、別表第2の右欄に掲げるとおりとする。 （特定事業の完了の届出） 第19条 条例第25条において準用する条例第24条第1項の規定による届出は、特定事業完了届（様式第18号）に次に掲げる書類及び図面を添付して行うものとする。 （1）特定事業を完了する時の事業区域の構造を示す平面図及び断面図 （2）特定事業を完了する時の事業区域の状況を示す写真 （3）特定事業を完了する時に実施した自然環境の保全上の支障を除去するために講じた措置の内容を示す書類及び図面 2 前条第2項から第4項までの規定は、条例第25条において準用する条例第24条第2項の規定により行う水質調査の報告及び同条第3項に規定する水質基準について準用する。 （譲受け） 第20条 条例第26条第1項に規定する規則で定める書類の様式は、様式第19号のとおりとする。 2 前項の書類には、第8条第2項各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。 （相続等の届出） 第21条 条例第27条第2項の規定による届出は、特定事業相続等届出書（様式第20号）により行うものとする。 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。 （1）戸籍謄本（法人にあつては、登記事項証明書） （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
---	--

第29条 市長は、特定事業に使用された土砂等による生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去に必要があると認めるときは、第8条の許可を受けた者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 2 市長は、第8条又は第16条第1項の規定に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、当該特定事業に使用された土砂等の全部若しくは一部を撤去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市長は、第22条第3項又は第24条第4項（第25条において準用する場合を含む。）に違反して特定事業を行った者に対し、直ちに当該特定事業を停止し、並びに相当の期限を定めて生活環境及び自然環境の保全上の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 （許可の取消し等） 第30条 市長は、第8条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができる。 （1）第7条第2項又は第4項の規定による命令に違反したとき。 （2）第7条第3項の規定による報告をしなかったとき。 （3）虚偽の申請その他不正な手段により第8条、第16条第1項又は第26条第1項の規定による許可を受けたとき。 （4）第15条の許可の基準に違反したとき。 （5）第16条第1項又は第26条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を、これらの規定による許可を受けないで変更したとき。 （6）第17条の許可の条件に違反したとき。 （7）第18条第1項の規定による届出をしなかったとき。 （8）第19条の規定に違反したとき。 （9）第20条第1項の規定による標識を掲げなかったとき。 （10）第21条第3項の規定による報告をしなかったとき。 （11）第22条第1項の規定による報告をしなかったとき。 （12）第22条第2項の規定による報告をしなかったとき。 （13）第28条の規定による勧告に違反したとき。 （14）前条各項の規定による措置命令に違反したとき。 （15）第40条第1項の規定による報告をしなかったとき。 2 市長は、第8条の許可を受けた者が前項の規定による特定事業の停止の命令に従わないときは、当該許可を取り消すことができる。 3 市長は、前2項の規定により第8条の許可の取消しを受けた者（当該取消しに係る特定事業について前条各項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、当該取消しに係る市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障を除去するため、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 （関係書類等の保存） 第31条 第8条の許可を受けた者は、当該許可を受けた特定事業について第24条第1項の規定による廃止の届出若しくは第25条において準用する第24条第1項の規定による届出をした日又は前条第1項の規定による第8条の許可の取消しの通知を受けた日から5年間、当該特定事業に関し、この条例の規定により市長に提出した書類及び図面の写しを保存しなければならない。 第4章 保証金の預託 （保証金の預託） 第32条 第8条の許可を受けようとする者は、特定事業の適正な履行を保証するため並びに生活環境及び自然環境の保全の確保等を保証するため、当該特定事業が規則で定める規模に該当するときは、市長と協議して定めた金融機関に	第3章 保証金の預託 （保証金の預託） 第22条 条例第32条第1項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が10,000平方メートル以上であるもの又は事業区域のうち緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成3年4月条例第2号）第4条第3項に規定
--	--

保証金のための現金（以下「保証金」という。）を定期預金により預入しなければならない。ただし、保証金を預入すべき者が、個人又は中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者である場合にあっては、規則で定める方法により、保証金を預入するものとする。	する緑地の保全区域若しくは同条第4項に規定する緑地の育成区域の面積が 5,000 平方メートル以上であるもの（都市計画法第29条第1項又は第2項に規定する許可の対象となる事業及び土地改良法第95条第1項又は第95条の2第1項の規定により行う土地改良事業を除く。）とする。 2 条例第32条第1項ただし書に規定する規則で定める方法は、条例第32条第2項の規定により算定した額（以下のこの項及び事項において「算定額」という。）の2分の1に相当する額を条例第12条の規定による許可の申請時に、算定額の2分の1に相当する額を特定事業の期間の年数（当該期間に1年を超える場合であって1年未満の端数がある場合はこれを切り捨てた年数をいう。）で除して得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額。以下この項において「分割額」という。）を毎年3月31日までに預入することにより行うものとする。ただし、その期間が1年未満である特定事業に係る保証金については、条例第32条第1項本文に規定する方法により預入するものとする。 3 前項本文の規定にかかわらず、算定額の2分の1に相当する額と分割額に当該年数を乗じて得た額との差額がある場合は、初めて分割額を預入する際に、分割額に当該差額を合算した額を預入するものとする。 4 第2項の本文にかかわらず、最後の分割額の預入（第2項本文に規定する年数が1である場合は、初めての分割額の預入）は、第2項本文の規定を適用したとしたならば最後に分割額を預入すべきものとされる期限の日（第2項本文に規定する年数が1である場合は、初めて分割額を預入すべきものとされる期限の日）と特定事業の期間の最終日の6月前の日のいずれか早い日までに行うものとする。
2 前項に規定する保証金の額は、事業区域に搬入する土砂等の量（以下「搬入土量」という。）に1立方メートルあたり1,100円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。 3 第1項の規定により保証金を預入した者は、当該保証金に係る預金債権について市を質権者とする質権を設定するため、市と質権設定契約を規則で定める書類により締結するとともに、当該質権の設定につき、市に対抗要件を備えさせなければならない。	5 条例第32条第3項に規定する規則で定める書類は、保証金に係る預金債権に関する質権設定契約書（以下「質権設定契約書」）とする。 6 前項に規定する質権設定契約書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1） 保証金の額 （2） 質権の被担保債権に関する事項 （3） 質権設定の手続きに関する事項 （4） その他必要な事項 7 条例第32条第3項に規定する質権設定契約の締結に必要となる費用は、条例第8条、条例第16条第1項及び条例第26条第1項の許可を受けようとする者の負担とする。
4 前3項の規定は、搬入土量を増加することによって、新たに第1項に規定する規則で定める規模の事業に該当するに至った場合及び既に規則で定める規模の事業を行っている場合であって、新たに搬入土量を増加する場合に準用する。この場合において、第1項中「第8条」とあるのは、「第16条」と読み替えるものとする。 （保証金の使途） 第33条 保証金は、前条の規定により保証金の預入を行った者が当該許可に係る特定事業を適正に行わなかったことにより、事業区域及びその周辺地域における生活環境及び自然環境の保全上支障が生じ、若しくは生ずるおそれがある場合は、当該保証金を市が行政代執行法（昭和23年法律第43号）第2条又は第3条第3項の規定により、生活環境及び自然環境の保全のために講ずる措置に要する費用に充てることができる。 2 市、第8条の許可を受けた者及び土地所有者は、保証金を前項の費用に充ててを明らかにするため、規則で定めるところにより協定を締結しなければならない。	（保証金の使途） 第23条 条例第33条第2項に規定する協定は、保証金に関する協定書（以下「協定書」という。）とする。 2 前項に規定する協定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 （1） 協定の目的 （2） 対象となる工事及び区域 （3） 保証金の充当に関する事項 （4） 保証金残額の返還に関する事項 （5） 工事により築造された施設等の所有及び管理に関する事項

3 市長は、第1項の措置を講じた場合において、保証金の額が当該措置に要した費用の額より少ないときは、その差額を第8条の許可を受けた者に負担させることができる。

4 前項の規定により負担させる費用の徴収については、行政代執行法の例によるものとする。
(質権設定契約の解除)

第34条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障の除去するための必要な措置が講じられていると認めるときは、第32条第3項の規定による質権設定契約を解除するものとする。

- (1) 第24条第1項の規定による特定事業の廃止の届出があった場合
- (2) 第25条において準用する第24条第1項の規定による特定事業の完了の届出があった場合
- (3) 第30条第1項の規定による特定事業の許可の取消しを行った場合

2 市は、第12条の規定による許可の申請に対して許可をしないこととしたとき又は第8条の許可を受けようとする者が第12条の規定による許可の申請を取り下げたときは、第32条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、第32条第3項の規定により締結した質権設定契約を解除することができる。

第5章 土地所有者の責務

(特定事業に係る土地所有者の義務)

第35条 第11条第1項又は第3項(第16条第4項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)に規定する同意をした土地所有者は、特定事業が施工されている間、規則で定めるところにより定期的に当該土砂埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

2 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前項の規定による確認の結果、第8条の許可又は第16条第1項の変更の許可の内容と異なる土砂埋立て等が行われ、又は行われたおそれがあることを知ったときは、直ちに、第8条又は第16条第1項の許可を受けた者に対して、当該特定事業の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに市長にその旨を報告しなければならない。

3 第11条第1項又は第3項の規定により特定事業の実施について同意をした土地所有者は、前2項に規定する場合のほか、特定事業の事業区域内で、土壤安全基準に適合しないことにより、市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

(特定事業に係る土地所有者に対する勧告及び命令)

第36条 市長は、第28条の規定による勧告又は第29条各項若しくは第30条第3項の規定による命令(特定事業の停止に係るものを除く。以下この条において「命令等」という。)をしたにもかかわらず、当該命令等を受けた者が期限までにその命令等に係る措置を講じないときは、当該命令等に係る特定事業について、第11条第1項又は第3項の同意をした土地所有者であって次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該命令等に係る必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 前条第1項の規定による確認を怠った者
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- (3) 前条第3項の規定による通報を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し前項の命令等に係る必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該命令等に係る必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(6) その他保証金の使用に関する必要な事項

第4章 土地所有者の責務

(土地所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認)

第24条 条例第35条第1項に規定する施工状況の確認は、施工状況が、条例第11条第1項及び第3項の規定による同意の際説明を受けた内容に相違していないことについて、毎月1回以上行うものとする。

2 前項の場合において、条例第11条第1項及び第3項の規定に基づき、特定事業の実施について同意した土地所有者が、施工状況の確認を行うことが困難な事情があるときは、他の者に確認させることにより施工状況の確認を行うことができる。

第6章 土砂搬入禁止区域 (土砂搬入禁止区域の指定) 第37条 市長は、土砂埋立て等の区域（当該区域の面積が1,000平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺区域において、土砂埋立て等を継続することにより、水質の汚濁、土壌の汚染、その他の市民の生活環境及び自然環境の保全上の支障が生じ、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該土砂埋立て等の区域及びその周辺区域を、6月以内の期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。 4 市長は、第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくならないと認めるときは、当該指定に係る区域について、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。 5 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。 6 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 (土砂等の搬入の禁止) 第38条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。 (土砂搬入禁止区域の解除) 第39条 市長は、土砂搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂搬入禁止区域の指定を解除するものとする。 2 第37条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。 第7章 雑則 (報告の徴収) 第40条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂埋立て等の事業を行う者に対し、土砂埋立て等について必要な事項の報告を求めることができる。 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第11条第1項又は第3項（第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する同意をした土地所有者に対し、当該同意に係る特定事業について、第35条第1項の規定による確認の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。 (立入検査) 第41条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂埋立て等の事業を行う者の事務所、事業場又は土砂埋立て等に係る場所の土地若しくは建物に立ち入り、土砂埋立て等に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、関係人に質問させ、測量させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (公表) 第42条 市長は、土砂埋立て等の事業を行う者が、この条例に基づく許可の取消し、この条例に基づく命令に違反し	第5章 土砂搬入禁止区域 (土砂搬入禁止区域の指定) 第25条 条例第37条第2項（条例第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、市公報により行うものとする。 (1) 土砂搬入禁止区域を指定する場合 土砂搬入禁止区域の位置、区域及び面積、指定の期間、指定の理由並びに土砂搬入禁止区域の区域を示す図面 (2) 土砂搬入禁止区域の指定を解除する場合 土砂搬入禁止区域の位置並びに区域及び面積 第6章 雑則 (身分証明書の様式) 第26条 条例第37条第6項及び条例第41条第2項に規定する証明書の様式は、様式第21号のとおりとする。 (公表) 第27条 条例第42条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
---	---

たこと又はこの条例の規定に違反したこと（以下この条において「許可の取消し等」という。）を理由として、土砂埋立て等を行う者を告発したときは、その理由となった許可の取消し等の内容、当該許可の取消等を受けた者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめその理由を当該公表される者に書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。 （補則） 第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 第 8 章 罰則 （罰則） 第44条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 （1）第7条第2項若しくは第4項、第29条各項又は第30条第3項の規定による命令に違反した者 （2）第8条の許可を受けないで特定事業を行った者 （3）虚偽の申請その他不正な手段により第8条、第16条第1項又は第26条第1項の規定による許可を受けた者 （4）第16条第1項の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けないで変更した者 （5）第26条第1項の規定による許可を受けないで同項の特定事業の全部を譲り受けた者 （6）第30条第1項の規定による命令に違反した者 （7）第38条の規定に違反した者 第45条 第36条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第46条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 （1）第16条第3項、第18条第1項、第24条第1項（第25条において準用する場合を含む。）若しくは第27条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 （2）第19条の規定に違反して搬入搬出管理簿を作成せず、これに虚偽の記録をし、又はこれを保存しなかった者 （3）第20条の規定に違反して標識の掲示及び境界の表示をしなかった者 （4）第21条第3項、第22条第1項若しくは第2項又は第40条各項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者 （5）第31条の規定に違反して同条の書類及び図面の写しを保存しなかった者 （6）第41条第1項の規定による立入検査、測量若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者 （両罰規定） 第47条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。 附 則 （施行期日） 1 この条例は令和2年11月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下「兵庫県条例」という。）第24条及び第26条の規定に基づき、既に許可の申請を行っている場合は、この条例の施行後も、第9条から第15条まで、第16条第4項及び第32条から第34条までの規定は適用しない。 3 この条例の施行の際現に兵庫県条例第23条の規定による許可（以下「旧許可」という。）を受けて兵庫県条例第2条第5項に規定する特定事業（以下「旧特定事業」という。）を行っている者は、当該旧許可の期間が満了する日までの間は、なお従前の例により当該旧特定事業を行うことについて第8条の許可を受けたものとみなす。この条例の施行の際現に兵庫県条例第24条及び第26条の規定に基づき既に許可の申請を行っている者が、旧許可を受け	（1）許可の取消し等に係る土砂埋立て等の概要 （2）許可の取消し等を行った理由 附 則 この規則は、令和2年11月1日から施行する。
--	--

た場合についても同様とする。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行前に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）第7条第2項及び第4項の命令を受けた者に係る同条第1項の土壤安全基準の適用については、なお従前の例による。
附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第2条第2項の特定事業をいう。）（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。）であって、現に当該事業を行っている者（当該事業の全部を譲り受け、相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。）に対するこの条例による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例第15条、第24条、第28条、第30条及び第42条の規定の適用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、なお使用することができる。 附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。 (土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置) 2 この規則の施行の際、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月条例第43号）による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（以下「旧条例」という。）第8条の許可を受けている特定事業（神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2年6月条例第10号）第2条第2項の特定事業をいい、同条例附則第3項により、同条例第8条の許可を受けているとみなされるものを含む。以下同じ。）に対する第1条による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の規定の適用については、なお従前の例による。 3 この規則の施行の際、旧条例第8条の許可を受けている特定事業に対する神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第11条第3項、第17条第1項第1号及び第20条第2項の規定の適用については、同規則第11条第3項及び第20条第2項の規定中「第8条第2項各号」とあるのは「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和6年3月規則第74号）第1条による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第8条第2項各号」と、神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第17条第1項第1号中「第2項第1号」とあるのは「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則等の一部を改正する規則（令和6年3月規則第74号）第1条による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第8条第2項第1号」と読み替える。 4 この規則の施行の際、旧条例第8条の許可を受けている特定事業に係る新規則様式第4号、様式第9号（これに添付する様式第5号の別紙を含む。）及び様式第19号については、なお従前の例による。 5 第1条による改正前の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則様式第14号については、新規則様式第14号によるものとみなす。

3 ～ 7 [略]	附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。 (経過措置) 2 この規則による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第 4 条第 3 項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 95 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた土地改良事業について適用し、施行日前に認可を受けた土地改良事業については、なお従前の例による。 3 施行日前に土地改良法第 95 条第 1 項の規定に基づく認可を受けた土地改良事業が、施行日以後に土地改良事業の施行に係る地域を変更し、変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域となる区域（「土地改良事業編入区域」という。以下同じ。）の面積が 1,000 平方メートル以上であり、かつ、土砂埋立て等の用に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が 1 メートルを超えるときは、当該土地改良事業編入区域を土砂埋立て等の用に供する区域とする新たな特定事業とみなす。 4 施行日前に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和 2 年 6 月条例第 10 号。以下「条例」という。）第 12 条の規定に基づき許可の申請を行っている特定事業（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成 15 年兵庫県条例第 23 号。以下「兵庫県条例」という。） 第 23 条の規定による許可を受けて兵庫県条例第 2 条第 5 項に規定する特定事業を行っている場合を含む。）については、保証金の預託については、施行日以後に条例第 12 条第 3 号に掲げる特定事業の事業区域の面積が増加することにより、条例第 16 条の規定に基づく許可の申請を行うまでの間は、なお従前の例による。
-----------------------	--

	別表第 1 （第 2 条関係）		
	土砂等に含まれる物質	基 準	
		土砂等に水を加えた場合に溶出する物質の量	土砂等に含まれる物質の量
	カドミウム及びその化合物	検液 1 リットルにつきカドミウム 0.003 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきカドミウム 45 ミリグラム以下であること。
	六価クロム化合物	検液 1 リットルにつき六価クロム 0.05 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき六価クロム 250 ミリグラム以下であること。
	クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
	2－クロロ－4、6－ビス (エチルアミノ) －1、3、5－トリアジン (別名シマジン又はC A T)	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下であること。	—
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき遊離シアン 50 ミリグラム以下であること。
	N、N－ジエチルチオカルバミン酸S－4－クロロベンジル (別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
	四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
	1、2－ジクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下であること。	—
	1、1－ジクロロエチレン (別名塩化ビニリデン)	検液 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム以下であること。	—
	1、2－ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下であること。	—
	1、3－ジクロロプロペン (別名D－D)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下であること。	—
	ジクロロメタン (別名塩化メチレン)	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下であること。	—
	水銀及びその化合物	検液 1 リットルにつき水銀 0.0005 ミリグラム以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。	土壌 1 キログラムにつき水銀 15 ミリグラム以下であること。
	セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレン 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきセレン 150 ミリグラム以下であること。
	テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリ	—

		グラム以下であること。	
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム又はチラム）	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—	
1、1、1—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下であること。	—	
1、1、2—トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下であること。	—	
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—	
鉛及びその化合物	検液 1 リットルにつき鉛 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき鉛 150 ミリグラム以下であること。	
砒素及びその化合物	検液 1 リットルにつき砒素 0.01 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつき砒素 150 ミリグラム以下であること。	
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素 0.8 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきフッ素 4,000 ミリグラム以下であること。	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下であること。	—	
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素 1 ミリグラム以下であること。	土壌 1 キログラムにつきほう素 4,000 ミリグラム以下であること。	
ポリ塩化ビフェニル（別名 PCB）	検液中に検出されないこと。	—	
有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）に限る。)	検液中に検出されないこと。	—	
ダイオキシン類	—	土壌 1 グラムにつき 1,000 ピコグラム－TEQ以下であること。	

備考

1

測定方法は、市長が定める測定方法によること。

2

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定するダイオキシン類をいう。

3

ダイオキシン類に係る値は、2、3、7、8—四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に換算した値とする。

4

1、2—ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

	別表第 2（第 16 条関係）	
	有害物質の種類 （水質汚濁防止法施行令(昭和 46 年政令第 188 号) 第 2 条各号に規定する物質）	排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）第 1 条に基づく排水基準 （ミリグラム／リットル）
	カドミウム及びその化合物	0. 03
	シアン化合物	1
	有機 ^{りん} 化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メ チルジメトン及びE P Nに限る。）	1
	鉛及びその化合物	0. 1
	六価クロム化合物	0. 5
	砒素及びその化合物	0. 1
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0. 005
	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	ポリ塩化ビフェニル	0. 003
	トリクロロエチレン	0. 1
	テトラクロロエチレン	0. 1
	ジクロロメタン	0. 2
	四塩化炭素	0. 02
	1、2—ジクロロエタン	0. 04
	1、1—ジクロロエチレン	1
	1、2—ジクロロエチレン	シス体：0. 4
	1、1、1—トリクロロエタン	3
	1、1、2—トリクロロエタン	0. 06
	1、3—ジクロロプロペン	0. 02
	チウラム	0. 06
	シマジン	0. 03
	チオベンカルブ	0. 2
	ベンゼン	0. 1
	セレン及びその化合物	0. 1
	ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 10 海域に排出されるもの 230
	ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの 8 海域に排出されるもの 15
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及 び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 10 分の 4 を乗じたもの、亜 硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量として 100
	1、4—ジオキサン	0. 5